

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 (06-6208-9083)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	学校施設の目的外使用許可申請
概要	地方自治法では、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において、政令の定めるところにより使用を許可することができるとしています。教育委員会所管の施設を使用するためには、教育委員会の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	地方自治法（昭和22年4月17日法67）第238条の4 第7項、第9項 学校施設の確保に関する政令（昭和24年2月1日政令34）第3条 大阪市財産条例（昭和39年3月19日条例8）第6条、第7条 大阪市財産規則（昭和39年4月1日規則17）第15条～21条 大阪市暴力団排除条例（平成23年9月1日条例10）第7条、第10条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 学校施設の一時的目的外使用について（昭和24年8月5日市教育長通ちょう）（施設整備課窓口にて設置） 学校施設の一時的目的外使用についての追報の件（昭和24年8月9日市教育長通ちょう） 学校施設の一時的目的外使用について（昭和24年12月19日市教育長通ちょう） 学校施設の一時的目的外使用について（昭和61年5月26日市教育長通ちょう）
審査基準	1. 使用を許可することができる範囲の基準は次のとおりとする。 ア 公の施設の利用者、職員等本市の行政財産を利用し、又は使用する者のため、食堂、売店その他収益を目的とした施設を設置する場合 イ 電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合 ウ 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として極めて短期間その用に供する場合 エ 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合 オ 学術調査、研究その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合 カ 本市の行政財産を使用しなければ、隣接する家屋等の新築、解体、建替等のための工所用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該行政財産を使用させる必要がある場合 キ 広告その他行政財産の効率的利用に資すると認められる場合において、公募により相手方を選定するとき ク アからキまでに掲げるもののほか、本市の事務事業上やむを得ないと認められる場合その他市長が特に必要であると認めるとき ◎ 特に学校施設の目的外許可にあたっては、さらに次の基準を考慮するものとする。 ケ 法令によって使用を認められているもの コ 官公署及び之に準ずる公共的性質を有する団体の主催し又は後援する行事 サ PTA及び学校同窓会が主催する行事 シ 社会教育法第5条に規定する諸行事に適合するもの ス 協同組合、同業組合等の組合員のみ組合本来の集会 2. 前項のうちコ～スに該当するもので次のものは許可しない。 ア 党派的政治目的又は宗派的宣教目的を有するものと認められるもの。ただし、公選議員の議会報告演説（公選議員のみに限り、応援弁士は認めず）のみ許可することができるものとする。 イ PTAの主催するもの以外の興行 3. 使用者の選考にあたっては、資力、信用等を充分調査することとし、使用を許可しない相手方の基準は次のとおりとする。 ア 当該物件の使用許可事務に携わる職員 イ 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないもの ウ 市内または近接市町村に住所または事務所を有しない者 エ 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同上第3号に規定する暴力団密接関係者
標準処理期間	新規申請40日・継続申請30日
経由日数	なし
提出先	教育委員会事務局 総務部 施設整備課
提出時期	随時
提出方法	行政財産使用許可申請書に必要な書類（申請書に記載）を添付し、教育委員会事務局総務部施設整備課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	教育委員会事務局 総務部 施設整備課
ホームページ	
備考	